通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の 規定に基づいて、千葉県医療労働組合連合会から、以下のとおりストライキ 等を行う旨の通知がありました。

1 開始日

令和6年10月1日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

労働者・労働組合との合意なく、使用者が就業規則を変更することで一方的に賃金引下げ、労働条件の不利益変更を強行することに対する 抗議

別記

社会医療法人千葉県勤労者医療協会運営施設

・船橋二和病院 船橋市二和東5-1-1

・千葉健生病院 千葉市花見川区幕張町5-392-3

・市川市民診療所 市川市大洲4-10-21

・稲毛診療所 千葉市美浜区稲毛海岸4-11-3

・北部診療所 千葉市稲毛区天台3-4-5

・花園診療所 千葉市花見川区花園 2-8-23

・介護老人保健施設「まくはりの郷」

千葉市花見川区幕張町5-405-2

・すこやか薬局 船橋市二和東5-1-6

・共同薬局 千葉市花見川区幕張町5-399-2